

## 第4号議案

### 余裕金等の運用計画について (案)

2022年度第1回評議委員会(2022年5月16日開催)及び第14回通常総会(2022年6月7日開催)において、「2022年度余裕金等運用方針」が議決されたことから、当該方針を踏まえ別紙のとおり「2022年度余裕金等運用計画」を策定し、余裕金等の運用を行うこととする。

以上

#### 【添付資料】

別紙：2022年度余裕金等運用計画

〈参考1〉

#### 2022年度余裕金等運用方針

- 余裕金等の運用にあたっては、原則として、余裕金等<sup>※1</sup>の元本を確保するとともに、本機関の運営に支障が生じないように流動性の確保に努めることを基本方針とする。  
※1 余裕金等とは、余裕金、解体等積立金及び納付金をいう。
- 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第41条に規定する納付金の運用については、以下のとおりとする。
- 運用額については、原則として、納付金額から直近の交付金交付予定額及び直近の交付金交付予定額の10%を除いた額とする。
- 運用方法については、原則として、流動性及び元本保証の安全性<sup>※2</sup>の観点から、1か月サイクルの譲渡性預金とする。  
※2 金融機関の破綻リスクを除く。
- 直近の交付金交付予定額及び直近の交付金交付予定額の10%については、安全性の観点から決済用預金(利息のつかない普通預金)で保有する。
- 運用益については、納付金に充てるものとする。
- 運用額の単位は10億円とする。

〈参考2〉

○余裕金等の運用業務の細則に関する規程  
(余裕金等運用計画)

第11条 決済性預金以外での運用対象資産を保有する業務については、毎事業年度、翌事業年度における余裕金等運用計画を策定し、理事会の議決を経なければならない。

2 期中に決済性預金以外での運用対象資産を新規に保有する業務については、運用を開始する前までに余裕金等運用計画を策定し、理事会の議決を経なければならない。

## 2022年度余裕金等運用計画

運用対象資産	月平均運用額見込	計画金利 (現時点の計画金利)	運用益年間見込
譲渡性預金	3,000億円	0.002%	6百万円
計	3,000億円	—	6百万円

(注) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第41条に規定する納付金の運用。